

佐伯市におけるおおいた動物愛護センター拠点型手術事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、所有者不明猫（飼い主のいない猫をいう。以下同じ。）の繁殖の抑制及び地域住民の生活環境の悪化を防止するため、おおいた動物愛護センター（おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例（平成30年大分県条例第35号）第1条のおおいた動物愛護センターをいう。以下「動物愛護センター」という。）が実施する不妊去勢手術（以下「動物愛護センター拠点型手術」という。）に関し本市が行う事務について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において地域活動団体とは、所有者不明猫を適正に管理する活動を行うために2名以上で組織される団体（その構成員のうち1名以上が活動を行う当該地域に住所を有するものに限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、第3条第2項の規定により登録の決定を受けたものをいう。

- (1) 所有者不明猫の減少を図り、地域の良好な生活環境の保持を推進することを目的としていること。
- (2) 所有者不明猫の適正な飼育及び動物愛護への理解の普及に寄与することを目的としていること。
- (3) 前2号に掲げる目的のため、次に掲げる活動を行っていること。
 - ア 所有者不明猫の繁殖の抑制を図るため、所有者不明猫の手術を推進する活動
 - イ 所有者不明猫の適正な管理のための活動
 - ウ ア及びイに掲げる活動に対する地域住民の理解を得るための啓発等の活動
- (4) 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団と交わりを持つ者が構成員となっていないこと。

(登録の申請等)

第3条 地域活動団体として登録を受けようとするものは、佐伯市地域活動団体登録申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、当該申請をした者に佐伯市地域活動団体登録可否決定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により登録することに決定したときは、当該地域活動団体に関し必要な事項を台帳に登録する。
- 4 市長は、前項の規定により登録した地域活動団体に佐伯市地域活動団体登録証（様式第4号）（以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 5 前項の規定により登録証の交付を受けた地域活動団体は、その活動を行うときは、登録証を携帯し、地域住民の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(変更の届出)

第4条 地域活動団体は、前条第1項により申請した事項に変更があったときは、佐伯市

地域活動団体登録事項変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（登録の廃止）

第5条 地域活動団体は、第3条第3項の規定による登録を廃止するときは、佐伯市地域活動団体登録廃止届（様式第6号）を提出しなければならない。ただし、管理している猫が全て死亡、又は他の団体へ管理を承継しなければ登録を廃止することはできないものとする。

（登録の取消）

第6条 市長は、地域活動団体が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、その旨を佐伯市地域活動団体登録取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（1） 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

（2） その他市長が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により通知を受けた地域活動団体は、速やかに登録証を返還し、新たな管理者を見つけなければならない。

（登録証の紛失届及び再交付申請）

第7条 地域活動団体は、登録証を紛失したときは、速やかに佐伯市地域活動団体登録証紛失届兼再交付申請書（様式第8号）を市長に提出し、登録証の再交付を受けなければならない。

（手術の申請等）

第8条 地域活動団体は、動物愛護センター拠点型手術を希望する場合は、手術申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された手術申請書を取りまとめ、動物愛護センターにおおいた動物愛護センター拠点型手術要望書（様式第10号）を提出しなければならない。

3 動物愛護センターは、動物愛護センター拠点型手術の実施が可能な頭数をおおいた動物愛護センター拠点型手術可能頭数報告書（様式第11号）により市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の規定による報告をもとに調整の上、動物愛護センター拠点型手術の対象となる団体を決定し、おおいた動物愛護センター拠点型手術決定通知書（様式第12号）により地域活動団体に通知するとともに管理札（様式第13号）を配布するものとする。

（記録簿の作成）

第9条 市長は、動物愛護センター拠点型手術実施日までに捕獲年月日、動物愛護センターへの運搬方法、当該手術後の運搬方法等の必要事項を記入した手術記録簿（様式第14号）を動物愛護センターに提出しなければならない。

（運搬方法）

第10条 地域活動団体は、動物愛護センター拠点型手術を実施する猫を運搬する容器に管理札を付け、決められた時間に動物愛護センター又は決められた場所に当該猫を運搬しなければならない。

（手術の実施等）

第11条 動物愛護センター拠点型手術は、動物愛護センターが無料で実施するものとする。

る。

2 動物愛護センターは、動物愛護センター拠点型手術を実施した際には、手術日等の必要事項を手術記録簿（様式第 14 号）に記入し、市長に報告するものとする。

（手術の協力）

第 12 条 市は、動物愛護センター拠点型手術の実施にあたり、保定等できるだけ協力するものとする。

（その他）

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。